

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………二
- 緑地保全地域の区域変更及び保全計画の変更……………(環境局自然環境部緑環境課)……………三

告示

●東京都告示第七百五十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

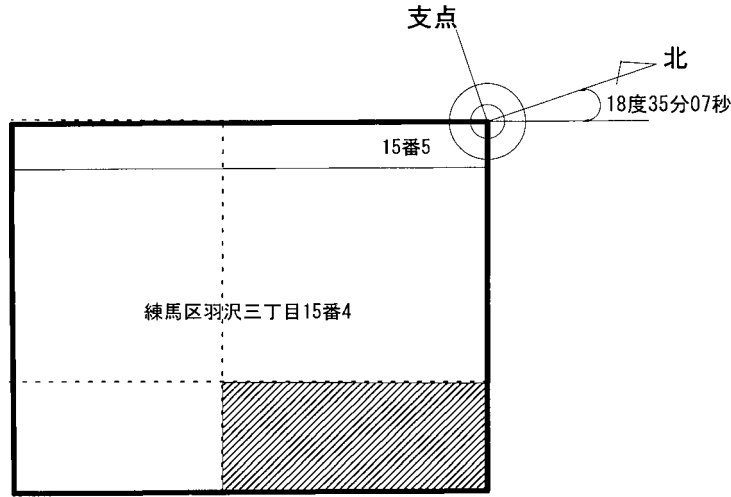
平成三十年五月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(練馬区羽沢三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

-----	単位区画
———	筆境界
———	敷地境界
▨	形質変更時要届出区域

【支点】
 支点は、練馬区羽沢三丁目15番5の最北端とする。

【格子の回転角度（18度35分07秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百六十号

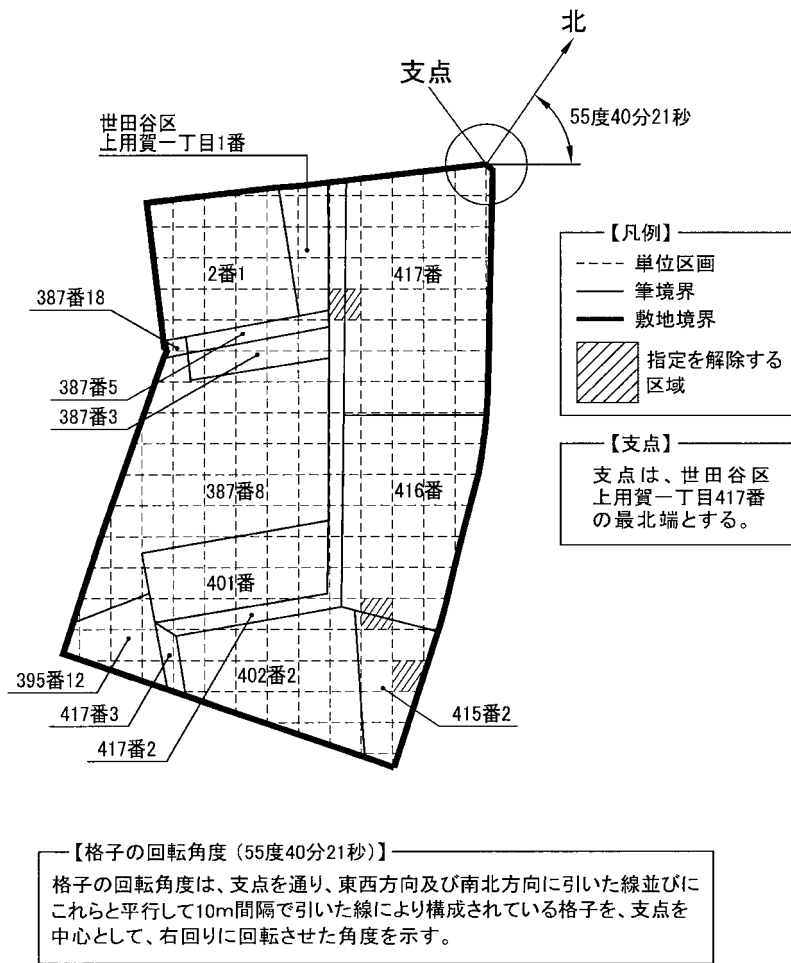
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第九百四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（世田谷区上用賀一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第七百六十一号

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号。以下「条例」という。）第七十条第一項第五号の規定に基づき指定した緑地保全地域について、区域を変更し、併せてその保全計画を変更したので、同条第十項において準用する同条第七項及び条例第十八条第四項において準用する同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 保全地域の区域の変更

- (一) 変更の内容 区域の拡張
 - (二) 種別 緑地保全地域
 - (三) 名称 東豊田緑地保全地域
 - (四) 位置 日野市多摩平の既指定地に隣接する地域
 - (五) 拡張する区域 別表及び別図に示す区域
 - (六) 拡張する面積 二千七百三十二平方メートル
- 二 保全計画の変更の概要
- (一) 自然の概況及び特質

当該地域は、日野市の中央部、日野台地の東南端に位置する樹林地である。樹林地は、日野台地の段丘崖に沿って北東から南西方向に帯状の形状をしており、ほぼ全域が二次林（コナラ林）である。

段丘崖下部には、浅川の伏流水や雨水浸透で蓄えられた地下水が湧出する湧水地があり、日野市内最大の湧水地として「東京の名湧水五十七選」に指定されている。日野市は、この湧水地を活用して昭和五十八年

から六十年にかけて「黒川清流公園」を整備しており、現在では、多くの市民が水や緑との触れ合いや癒しを求め、当地域を訪れている。

こうした多様で豊かな自然環境を背景に、当地域内のコナラ林にはキンラン、シラン、キツネノカミソリ、池周辺にはハンノキ、チダケサシ、キセルアザミ、ノハナシヨウブ、カキランといった希少植物が生育している。

また、公園として整備された開放水域にはサワガニ、アブラハヤ、ムサシノジユズカケハゼなどの希少な水生動物が生息しており、当地域は住宅地内にありながら、地域の生物多様性を育む自然地として重要な役割を担っている。

(二) 自然の保護と回復のための方針

日野台地の段丘崖という特徴的な地形に残る二次林や、豊かな湧水を背景に成立した湿性林・湿性草地など多様な自然環境を保全するとともに、希少種保全対策や外来種対策を積極的に進め、動植物の生息・生育環境の維持向上に努める。

また、都民が水と緑、生き物と触れ合える公園としての機能向上を図る。

(三) 自然の保護と回復のための規制に関する事項

条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築、増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

なお、本計画に基づいて実施する保全事業については、この限りでない。

また、動植物を保護する観点から、必要に応じて管

理柵などを設置し、人の立入りを制限する対策を講じる。

(四) 植生管理に関する事項

「目標植生と管理方針」を基本として、保全地域の大部分を占め、順調に生育してきた二次林（コナラ・クヌギ群集）の維持管理を進めるとともに、水辺空間の整備を通じて成立した湿性林（ハンノキ群落）や湿性草地（湿性植物群落）を保全し、多様な生き物が生息・生育できる自然環境を目指す。

(五) 施設に関する事項

保全事業の実施に必要な道具・機器等を保管する倉庫のほか、当地域の普及啓発や環境学習に資する案内板、動植物を保護するために人の立入りを制限する柵板や管理柵等を必要に応じて設置する。

(六) 保全地域の活用その他の運営に関する事項

ア 自然との触れ合いやボランティア活動、小中学校などの環境学習、企業の社会貢献活動、調査研究などの場として利活用する。

イ 日野市においても、都と協議の上、環境学習や人材育成等の場として積極的な利活用を図る。

ウ 間伐、草刈り等による発生材は、区域内において可能な限り有効に活用する。

エ 希少な動植物の生息・生育環境の保全を図るため、必要な箇所については利用を制限する。

(七) 区域別目標植生・管理方針

ア コナラ・クヌギ群集

多様な動植物の生息・生育環境を創出するため、必要に応じて間伐、下草刈り、萌芽更新を行う。大

径木については可能な限り保全する。

イ ハンノキ群落

若い林を基本とする風通しの良い林とするため、必要に応じて伐採更新をするともに、周辺から侵入するアズマネザサの刈取りや乾燥化防止対策を行う。

ウ 湿性植物群落

水路・湿地を適切に維持し、多様な湿地環境とする。定期的な草刈りや、周辺から侵入するアズマネザサ等の刈取りを行う。

エ 路傍・空地雑草群落

近隣住民等への配慮から定期的な草刈りを行う。多様な動植物の生息・生育環境を創出するため、草刈りの頻度や刈り高を工夫し、様々な高さの草本が混在する環境を目指す。

オ 植群をもった公園

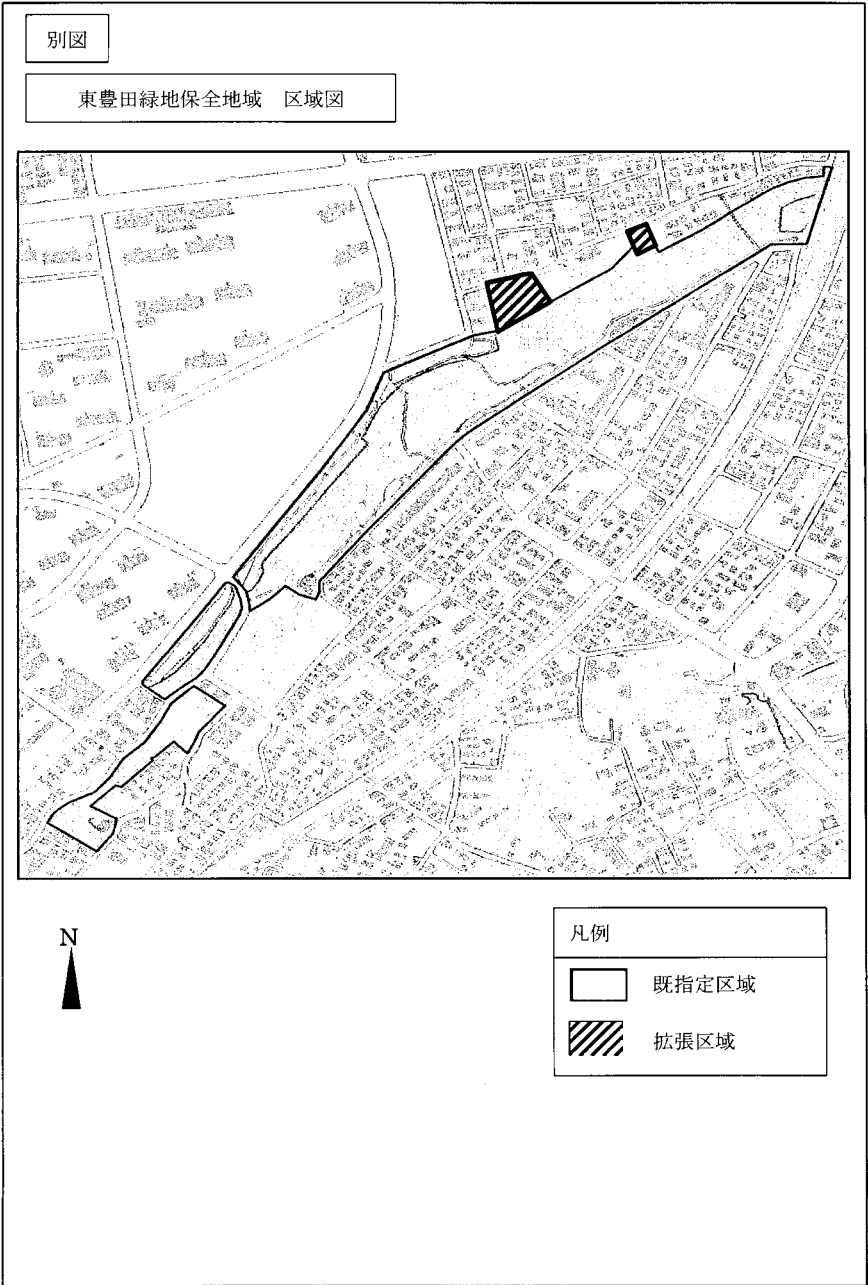
公園の維持管理をしつつ、侵略的な外来植物の植栽等を防止する。

カ 開放水域

環境へのマイナス要因（土地の改変による湧水量の影響等）を除去する。

別表

日野市多摩平七丁目五番二、五番六



発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
 リサイクルされています。